平成２１年（へ）第７号
東京都江東区木場５丁目８番40号
申立人　テックエンジニアリング株式会社
代表者代表取締役　犬伏　　浩
権利を争う旨の申述の終期　平成21年12月11日
平成21年12月14日　　新潟簡易裁判所
（別紙）　目　録
約束手形　１通
手形番号　ＢＢ02665
金額　172,977円
支払期日　平成21年９月20日
支払地　新潟市
支払場所　株式会社大光銀行新潟駅南支店
振出日　平成21年６月22日
振出地　新潟市
振出人　株式会社文光堂　代表取締役　貝瀬　一也
受取人　申立人
最終所持人　申立人

平成２１年（へ）第３号
大阪市天王寺区味原町14番10号
申立人　株式会社森内商行
代表者代表取締役　森内　義之
申立人代理人弁護士　池本　順子
権利を争う旨の申述の終期　平成21年12月８日
平成21年12月11日　　徳島簡易裁判所
（別紙）　目　録
小切手　１通
小切手番号　ＡＡ086866
金額　456,383円
支払人　株式会社阿波銀行助任橋支店
支払地　徳島県徳島市
振出日　平成20年11月31日
振出地　徳島県徳島市
振出人　有限会社メモリー　代表取締役　伊藤　信幸
最終所持人　申立人

平成２１年（へ）第１号
別紙目録記載の権利について公示催告をしたところ、権利の届出の終期である平成21年12月７日までに、適法な権利の届出又は権利を争う旨の申述がなかったので、上記権利は失権する。
千葉県山武郡横芝光町栗山509番地
申立人　椎名　四郎
申立人代理人弁護士　岩﨑　精孝
権利の届出の終期　平成21年12月７日
平成21年12月11日　　八日市場簡易裁判所
（別紙）　目　録
⑴土地　山武郡横芝光町栗山字向ミコロタ68番２　畑　662平方メートル
⑵登記年月日番号　千葉地方法務局匝瑳支局明治33年８月10日受付第4321号
⑶登記した権利の内容
明治33年７月14日永小作権設定契約
小作料　１年25円
支払期　毎年６月30日12月30日
存続期間　20年間
永小作権者　上総国山武郡横芝町栗山385番地　小池　よし
共同目的物件　385番２、同番３、同番４、同番５の土地

破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２１年（フ）第２５１号
岐阜県大垣市中野町３丁目29番地の１
債務者　有限会社西濃ガラス
代表者代表取締役　山田　尚範
１　決定年月日時　平成22年１月４日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　所　　寿弥
４　破産債権の届出期間　平成22年２月５日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年３月17日午前11時
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２１年（フ）第２１２９号
広島県安芸郡熊野町中溝４丁目14番５号
債務者　有限会社森金明堂
代表者取締役　森　　俊勝
１　決定年月日時　平成21年12月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　沖野　智彦
４　破産債権の届出期間　平成22年１月25日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年４月21日午後２時
６　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２２０号
鹿児島県姶良郡加治木町小山田1531番地
債務者　有限会社上村機設工業
代表者清算人　上村　和巳
１　決定年月日時　平成21年12月28日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　山口　政幸
４　破産債権の届出期間　平成22年１月27日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年３月15日午前10時
６　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２１年（フ）第２９０号
鳥取県米子市皆生温泉４丁目21番１号
債務者　有限会社松風閣
代表者代表取締役　織田　　學
１　決定年月日時　平成21年12月28日午後１時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　太田　正志
４　破産債権の届出期間　平成22年２月４日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年３月17日午後１時30分
６　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
鳥取地方裁判所米子支部

平成２１年（フ）第５１６号
佐賀県佐賀市久保泉町大字川久保4161番地
債務者　山豊建設株式会社
代表者代表取締役　山口　文博
１　決定年月日時　平成21年12月24日午前11時45分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　富永　洋一
４　破産債権の届出期間　平成22年３月１日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年４月22日午前11時
６　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第７２７号
滋賀県草津市青地町687番地
債務者　株式会社システムエイト
代表者代表取締役　藤田　光生
１　決定年月日時　平成22年１月４日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　井村　喜典
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年３月24日午前10時30分
大津地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第１６９８号
堺市中区大野芝町201番地
債務者　株式会社タスク
代表者代表取締役　石神　宏教
１　決定年月日時　平成21年12月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　山田　陽彦
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年４月15日午前10時30分
大阪地方裁判所堺支部破産係

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２１年（フ）第３５７１号
横浜市泉区白百合１丁目６番５号　糸賀典子方、住民票上の住所神奈川県逗子市久木８丁目２番33号
債務者　石川　俊介
１　決定年月日時　平成21年12月28日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　安富　真人
４　破産債権の届出期間　平成22年２月８日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成22年３月８日午前11時10分
６　免責意見申述期間　平成22年３月５日まで
横浜地方裁判所第３民事部